

## 向日市病児・病後児保育事業

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る受入れ基準

	疾患名	利用判定	備考
01	急性上気道炎	不可	原因を特定できないため
02	気管支炎・肺炎		
03	喘息・喘息性気管支炎		
04	感染性胃腸炎		
05	アデノ以外の結膜炎		
06	突発性発疹		
07	インフルエンザ	条件付きで可	検査で確定診断を得られている場合は受入可
08	RS ウイルス感染症		
09	ヒトメタニューモウイルス感染症		
10	アデノウイルス感染症		
11	マイコプラズマ感染症		
12	流行性角結膜炎		
13	百日咳		
14	水痘		
15	溶連菌感染症	場合により不可	咳があれば利用不可
16	手足口病	可	
17	ヘルパンギーナ		
18	伝染性膿痂疹		
19	流行性耳下腺炎		
20	麻しん	不可	
21	腸管出血性大腸菌		
22	結核		
23	その他	条件付きで可	迅速キット等で確定診断を得られている場合は受入可

- (1) 新型コロナウイルスと確定した児はご利用できません。
- (2) 上の表の利用判定欄の条件付きでご利用可能な疾患でも、発熱（37.6℃以上）がみられる場合、および、解熱（37.5℃以下）後 24 時間以内の場合はご利用できません。
- (3) 上気道炎、気管支炎様症状を示す病児は、検査により新型コロナウイルス以外の疾患が確定してる場合に限りご利用できます。
- (4) 溶連菌感染症については、溶連菌感染症の迅速診断検査が陽性でも、咳嗽を伴う場合にはご利用できません。
- (5) 病児・病後児保育室の受け入れ体制等により、お預かりできないことがあります。